

介護補償とこれに付随する福祉事業

1 介護補償 「法第30条の2」

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給する事由となった障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ常時又は随時介護を受けている場合においては、当該介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して介護補償が支給されます。

ただし、

① 病院又は診療所に入院している期間

② 身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として自治大臣が定めるものに入所している期間

については介護補償は行われません。

2 常時又は随時介護を受けている場合

常時又は随時介護を受けている場合とは次のとおりです。

障害等級における常時又は随時介護（（ ）書は傷病等級）

号	1 級	該 当
1	両眼が失明したもの (両眼が失明しているもの)	1級3、4号と同程度の介護を要するものは 常時介護該当
2	咀嚼及び言語の機能を廃したもの (咀嚼及び言語の機能を廃しているもの)	2級3、4号と同程度の介護を要するものは 随時介護該当
3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの (同 上)	常時介護該当
4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの (同 上)	常時介護該当
5	両上肢をひざ関節以上で失ったもの (同 上)	1級3、4号と同程度の介護を要するものは 常時介護
6	両上肢の用を全廃したもの (両上肢の用を全廃しているもの)	2級3、4号と同程度の介護を要するものは 随時介護該当
7	両下肢をひざ関節以上で失ったもの (両下肢の用をひざ関節以上で失ったもの)	
8	両下肢の用を全廃したもの (両下肢の用を全廃しているもの)	

号	2 級	
3	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し随時介護を要するもの (同 上)	随時介護該当
4	胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し随時介護を要するもの (同 上)	随時介護該当

3 介護補償の支給及び支給額

介護補償の支給は月を単位とします。

介護補償の支給額は次のとおりです。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2の場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,590円を超える時は104,590円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある時(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,710円以下である時に限る。)	月額56,710円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある時(2の場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,300円を超える時は52,300円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日がある時(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額は28,360円以下である時に限る。)	月額28,360円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

4 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業（ホームヘルパー派遣事業）（福祉事業）

「業規第 28 条の 3」

- (1) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業は被災職員に対し介護人（ホームヘルパー）を派遣し介護等の供与を行うものです。この事業においては基金の指定する事業者においていわゆる現物給付又は介護等の供与に必要な費用を支給します。

この場合、受給者は派遣に要する費用のうち介護等の供与を受ける時間のホームヘルパー賃金相当額の 10 分の 3 に相当する額についての受益者負担が必要です。

(2) 申請手続

「福祉事業（在宅介護を行う介護人の派遣）申請書」 314 ページ を所属、任命権者を經由して基金支部へ提出して下さい。

7 長期家族介護者援護金（福祉事業）「業規第 29 条の 19」

傷病補償年金又は障害補償年金の受給者のうち、次の要件をすべて満たして死亡した者（以下「要介護年金受給権者」という。）の遺族に対し支給します。

ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について、長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めたときは、支給しないことがあります。

(1) 要介護年金受給権者の要件

- ① 死亡の当時、次のア又はイのいずれかに該当する、傷病等級第 1 級である傷病補償年金の受給権者又は障害等級第 1 級である障害補償年金の受給権者であること。

ア せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要する者であること。

イ 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要する者であること。

- ② ①の年金を受給すべき事由が生じた日の翌日から 10 年を経過した日以後に死亡した者であること。

- ③ その死亡の原因が遺族補償の対象とならないこと。

(2) 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族

- ① 要介護年金受給権者の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）で要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであって、生活に困窮していると認められる場合

- ② 要介護年金受給権者の夫、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであって、生活に困窮していると認められる場合。

ただし下記の要件に該当することが必要となります。

長期家族介護者援護金の受給権者の区分	必 要 要 件
夫（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）父母、祖父母、兄弟姉妹	60歳以上であるか、又は地方公務員災害補償法別表の第 7 級以上の等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障があること
子、孫	地方公務員災害補償法別表の第 7 級以上の等級の障害に該当する状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障があること

(3) 長期家族介護者援護金を受けるべき遺族の順位

長期家族介護者援護金の受給権者の区分	順 位
配 偶 者	1
子	2
養 父 母	3
実 父 母	4
孫	5
祖 父 母	6
兄 弟 姉 妹	7

(4) 特例受給権者

夫、父母、祖父母、兄弟姉妹のうち要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持し、かつ55歳以上60歳未満であった者であって、生活に困窮していると認められるものは、当分の間長期家族介護援護金を受けることができます。

(5) 長期家族介護者援護金の支給金額

長期家族介護者援護金支給額 100万円

ただし、長期家族介護者援護金を受ける権利を有する者が二人以上ある時は、100万円をその人数で除して得た額となります。

(6) 要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に当該要介護年金者の死亡によって長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は長期家族介護援護金を受けることができません。

(7) 申請手続

「福祉事業（長期家族介護者援護金）申請書」 319 ページ を所属・任命権者を經由して基金支部へ提出して下さい。